

令和6年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金交付要領

(要領の趣旨)

第1 この要領は、八戸市内の団体の地場産品を活用した料理・食文化の普及活動等の事業を支援することにより、地域の賑わい創出及び活性化を図るほか、当市の食や食文化を県内外にPRし、もって観光振興を図るため、当事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(地場産品を活用した料理・食文化の定義)

第2 この要領において「地場産品を活用した料理・食文化」とは、当市のまちおこしの地域資源となる地場産品を活用した料理・郷土料理・当市に根付いている食文化を指す。

(対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助事業者)

第4 補助事業者は、下記の要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象事業により、地場産品を活用した料理・食文化普及促進に取り組んでいる、又は取り組もうとする八戸市内の団体であること。
- (2) 同意書（第3号様式）に定めた納付すべきすべての市税を滞納していないこと。
- (3) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
- (4) 暴力団（八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（八戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）が実質的又は間接的に経営を支配する団体ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していない団体であること。
- (6) 過去1年以内に、団体の代表者及び構成員が罰金刑以上の刑に処せられていないこと。

(交付申請)

第5 補助事業者は、補助金の交付申請にあたって、補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 補助金の交付申請にあたっては、補助金交付申請書に市長が定める以下の書類

を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 同意書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6 補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定するにあたって必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（補助金の交付の条件）

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、交付の条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和7年4月1日から5年間保管しておくこと。

（取下期日）

第8 補助事業者は、補助金の交付決定内容、またはこれに付された条件に不服があるときは、書面により申請の取り下げをすることができるものとし、規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日とする。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による実績報告書は、書面によるものとする。補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日（補助事業を廃止した場合は、市長から廃止の承認を受けた日、全ての事業を実施後に交付決定を受けた場合は交付決定日）から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 実績報告にあたっては、実績報告書に市長が定める以下の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（確定）

第10 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金確定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（交付時期）

第11 補助金は、規則第5条の規定によりその額が決定した後、補助事業者からの請求に基づき、一括概算払いにより交付する。ただし、全ての事業を実施後に交付決定を受けた場合は、一括精算払いにより交付する。

2 補助金の請求は、補助金請求書（第9号様式）を市長に提出して行うものとする。

附 則

この要領は令和6年5月1日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

別 表

補助対象経費	補助金の額
<p>事業実施主体が、当市の地場産品を活用した料理・食文化普及等を図るために実施する事業のうち、次の経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地場産品を活用した料理・食文化を PR するためのリーフレット等を作成する際の経費 2. イベント等への出展及び WEB・SNS 等による地場産品を活用した料理・食文化の PR に要する経費 3. 地場産品を活用した食のイベントの開催に伴う消耗品費、通信運搬費、会場使用料、設営費等 4. 市民によるまちおこし活動の啓発のための経費 5. その他、地場産品を活用した料理・食文化普及等を図るために必要な経費であると市長が認めるもの 	<p>左の経費の2分の1に相当する額又は500,000円のいずれか低い額以内の額。</p>

補助対象外経費

- ・ 事務局員の人件費
- ・ 食糧費、視察旅費（イベント出展に係るスタッフの旅費を除く）、備品購入費
- ・ 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができないもの
- ・ 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費